

郡山市農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動による異常高温等に伴う園芸作物の生産量及び品質低下の軽減を目的として、園芸作物の高温対策に必要な農業用資材を導入（以下「事業」という。）する農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 市から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。次号において「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 市から法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 園芸作物 野菜、果樹及び花きをいう。
- (4) 園芸施設 パイプハウス等園芸作物を栽培するための施設をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、園芸施設を使用し、販売又は出荷をする目的で園芸作物の栽培を行う認定農業者又は認定新規就農者とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる資材の購入経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 園芸施設用遮光シート
- (2) 園芸施設用遮光塗布剤
- (3) その他市長が適当と認める資材

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の2以内の額で園芸施設の面積1,000㎡当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、第7条の規定による申請の日が属する会計年度（この条において「申請年度」という。）の初日から12月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該交付の決定を受けようとする日の属する年度の2月末日までに、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市農業気候変動対策支援事業実施報告書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は、収支決算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 購入した資材の納品書及び領収書の写し
- (2) カタログ等導入した資材等の仕様が確認できる書類
- (3) 事業で導入した資材を使用した園芸施設の面積が確認できる図面
- (4) 出荷証明書等園芸作物を栽培していることが確認できる書類の写し
- (5) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (6) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

郡山市農業気候変動対策支援事業実施報告書

1 事業主体名				
2 事業実施場所				
3 対象施設面積（㎡）				
4 事業内容 及び 事業量		5 総事業費 （円）	6 補助対象 事業費 （円）	7 補助金 申請額 （円）
（1）事業内容	（2）事業量			
	計			

収 支 決 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度決算額	摘 要
計		

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度決算額	摘 要
計		

同意書兼誓約書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 所在又は住所
生年月日
(フリガナ)
氏名又は法人名
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

郡山市農業気候変動対策支援事業補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。

記

【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。

（確認税目）

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

補助事業者が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していないこと。